

四十メートルの区間に、内径千六百五十三ミリの排水管を推進工法により施行しようとするものでございます。

それでは、記載の工事請負の内容につきまして、御説明申し上げます。

契約の目的は、なにより申し上げましたように、福生中央排水区S一五十六号の一工事でございます。契約の方法は指名競争入札により、契約でございます。契約の金額が一億四千七百五十万円に相なっております。

なお、この入札経過につきましては二ページの資料に記載のとおりでございますので、御参考にしていただきたいと思います。次に工期でございますが、契約確定の日から昭和五十七年三月二十日までと相なっております。

契約の相手方は東京都渋谷区渋谷二丁目十六番十四号 東急建設株式会社代表取締役 八木勇平でございます。

以上、雑駁でございますけれども、議案第七十六号につきましての説明にかえらせていただきます。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり確定くださいますようお願いいたします。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(関米吉君)

この内容については、はいんですけれども、こういった工事請負

契約、非常に大きな工事を行う場合においては、契約の目的、福生中央排水区S一五十六号の一工事というだけでありまして、一体どういう区間で行われるのであるのかという、いさ言った提案の説明以外にはわかりません。

ですから、こういうものについては今後、この区間、どういう簡単な図面等を添付して提案することが出来るか、どうなのか。その辺について。

○総務部長(浅見裕康君) 確かに御指摘のとおりでございます。この議案そのものから見ますれば、どこかかわらないというのは御指摘のとおりでございます。

今後、こういった簡単な図面でございますけれども、おわかりいただけようなような資料を、入札経過の資料と同じようにやはり添付をしようかと思っております。ありがとうございます。

(「はい、了解」と呼ぶ声あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

○八番(山崎敏三郎君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七十六号については、原案どおり可決されることを切望いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は原案どおり同意された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十七議案第七十七号西住宅地区周辺排水路(シールド部々二)工事請負契約を議題といたします。

部々二)工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第七十七号西住宅

地区周辺排水路(シールド部々二)工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

本案は、御案内のとおり昭和五十二年度から、いわゆる本町幹線として実施してきております西住宅地区周辺排水路(シールド部々二)工事を施工しようとするものでございます。本工事の予定価額が前議案同様九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を得るため御提案申し上げたものでございます。

その工事概要でございますが、工事区間は国道一六号線の横田基地第二ゲートの北側約二百五メートルの始点から、本町四三番地先の高橋三郎氏宅前の交差点までの延長約九百二十メートルの区間でございまして、この間を内径二千二百ミリの排水管をシールド工法によりまして施工しようとするものでございます。

それでは工事請負の内容につきまして御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、西住宅地区周辺排水路(シールド部々二)工事と相なっております。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。なお、本件は予定価額が三億円を超えておりますので、私どもの要綱に基づきましてJ-V法式を採用いたしまして指名をいたしております。契約金額が七億三千二百七十九万円でございま

す。なお、入札いたします経過につきましては二ページの資料に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。それから工期は、契約確定の日から昭和五十七年十二月二十五日までとなっております。本件は、五十五年の一般会計八号補正によりまして債務負担行為の御議決をいただいておりますので、それによりまして工期が五十七年度まで一応食いつ込んでおるというふうなことでございます。それから契約の相手方は東京都府中市住吉町四丁目十二番四号 西武・田村建設共同企業体でございます。代表者は東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 西武建設株式会社 代表取締役 役川嶋賢致。それから東京都福生市志茂百六十一番地 田村建設工業株式会社が代表取締役 田村誠一。以上でございます。このことには権限がございまして、議案第七十七号につきましては提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げました。よろしくごうが慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上質疑を終わります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、原案どおり可決されんことを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十八議案第七十八号都市農業確立・市街化区域農地の宅地化課税撤廃に関する意見書を議題といたします。

不意にいつて、提案理由の説明を求めます。

(六番 村尾孝次君登壇)

○六番(村尾孝次君) 御指咄をいただきました。議案第七十八号都市農業確立、市街化区域農地の宅地化課税撤廃に関する意見書につきまして、提案理由の説明を行います。

宅地並み課税につきましては、御承知のとおり三大都市圏の特定市百八十五市の市街化区域内の農地の固定資産税として、周辺宅地との税負担の不均衡があるのは宅地化の促進という政策的からでございます。A農地については昭和四十八年から、B農地については昭和四十九年からと、められ段階的に宅地並み課税が実施されてまいりました。

しかしながら、政策的な面から固定資産税の減額、あるいは農業経営増大効措置等が行われ今日に至っております。

こうした措置につきましては昭和五十六年度までとされております。しかも、宅地並み課税が拡大強化されることは農業経営に、ひいては都市農業の存続さえ危うくするものであると思われまします。

当市におきましては、御推察のとおり主々農地は減少の一途をたどっております。

申し上げるまでもなく、都市の進展に伴う必然的な傾向とはいえ、農地の減少、農業従事者の高齢化、あるいは後継者問題等、さまざまな問題を抱え、農業経営はむずかしい局面にあると思われまします。

これらの打開策としては農業自身の農業意識、効率的な都市近郊農業への移行を図ることが必要であると思われまします。

都市農業は、都市の中に取り残されながら多くの制約、影響を受けざるを得ないと思っておりますけれども、農地は大切な都市空間として、また、災害時の避難場所等、貴重なものであり環境保全としての機能も十分にあると思われまします。このようことから、現に農業の用に供されている農地については宅地並み課税を撤廃し農地課税をするより不意見書を内閣総理大臣と初め各関係大臣に提出しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます、提出日の説明いたします。

○議長(木次性男君) 以上提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(末次性男君) 日程第十九議案第七十九号老人医療制度の改善に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十番 指田保雄君登壇)

○二十番(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第七十九号老人医療制度の改善に関する意見書について御説明いたします。

御案内のように、本意見書は先ほど御採択いただきました請願第四号に伴うものでございます。

さて、厚生省では、十八日新聞発表によりますと五十七年度予算についての概算要求の基本方針を固めました。これによりますと老人医療費の削減、老人保険法の施行等によって平年度八億円の国保負担の削減案をまとめましたが、それが実施されると国民の医療費負担の増大は明らかであり、老人にとっては収入も少なく病気になる率も高いたの大きな不安となっております。

何とぞ趣旨御賛同を賜り、本意見書が御可決いただけますようお願いいたします。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第七十九号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十議案第八十号郵便貯金現行制度の存続を求め意見書を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(二十三番 関 米吉君登壇)

○二十三番(関 米吉君) 御指名をいただきました。議案第八十号につきまして提案理由の説明を行っていただきます。

御承知のとおり、現在、民間金融機関の預貯金金利は金利調整審議会の答申を受けて決定されておりますが、これに対し、郵便貯金の金利は預金者の利益を代表する者も含めて広く各界を代表する学識経験者から構成される郵政審議会の答申を受けて決定されるというように、二つの金利決定方式が採用され、それによって民間金融機関の金利水準に配慮しながら、なお預金者の利

益保護にも配慮した金利が決定され、運用されてまいりました。

しかし、最近、政府においては内閣総理大臣の私的諮問機関として金融の分野における官業のあり方に関する懇談会を設置し、金利政策の一元化について検討を行わせ八月末までに結論を出すよう促しております。これは国民大衆の多くが利用している郵便貯金金利を低くしようとするものであり、万一これが実行された場合は、それだけでなくインフレによる実質所得が目減りしている現在、庶民の貯蓄意欲を減退させる結果となることは必死であります。

本来、個人の貯蓄性預金と法人等の営業性預金とは性格を異にするものであり、金利もそれだけの立場から決定されるべきものであります。

したがって、現行方式こそ最良の制度と考へられるものであります。郵便貯金は国民の経済生活の安定と福祉の増進を目的とし、どこでも利用できる庶民の貯蓄機関であります。集められた郵便貯金は、その大部分が低い金利で地方自治体や金融公庫等を通じて国民生活に密接な関係のある学校、道路、住宅などの建設資金に融資されております。公共投資の資金不足は地方自治体の発展にも大きな影響を与えます。

よつて、現行制度の存続を強く要望し、本議案を提出した次第であります。

よろしく御賛同賜りますようお願いし、発言を終ります。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第八十号は、原案

のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第二十二議案第八十一号 都立保育園の市町村移管問

題に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十三番 関 米吉君登壇)

○二十三番(関 米吉君)

御指名をいただきます。議案第八十一号に対する提案理由

の説明を行わせていただきます。

御案内のように、現在、東京都においては財政再建委員会の答申を受けて、都立保育園、福祉事務所、授産所などを関係市町村に移管させるため、都

市町村検討委員会を設け、具体的検討を急いであります。特に、こちら私たちが注目しなければならぬのは都立保育園の移管の問題

であります。

現在、都立の保育園は旧西多摩地区としては福生市、青梅市に各二園。羽村町、瑞穂町に各一園。旧北多摩地区としては武蔵野市、調布市、立川市、昭島市、東村山に各二園。旧南多摩地区としては稲城市、町田市に各一園。合計十三園であります。六月一日現在、当市内にある福生保育園には九十九名、熊川保育園には六十五名、合計百六十四名の園児が通園し、また、職員もそれ

がれ十五名、計三十名をもち、運営されております。

昨年十二月二十五日に開催された都市町村検討委員会では、この問題について、

市町村側より、部の提案は一応理解するが、設置の経過及び現在の利用状況と踏まえるとともに、郡立保育園が特定市町村に所在していることから今後の協議に際しては、財政措置等を初め関係市町村の要望を十分反映すべきであるとの意見が湧いておりますが、今年五月十九日開催の委員会においては、部側より、関係市町村との協議を進める条件を整備するため実情調査を早急に行い、その結果を議会、委員会で報告することを明らかにしております。

当市は、この検討委員会のメンバーではないため、一連の東京部の動きについては直接タッチしておりませんが、五月十一日の本会議における一般質問に対し、市長も率直にこの問題に対する懸念心を表明し、いままでのところ部から何ら具体的指示や調査はないが、万一移管となると財政的にも一億余円の負担増となり、現段階では財政上受け入れは困難であると答弁しております。

私たちは、いままでに消防分担金問題などでずるずると負担の増加を余儀なくされてまいりました。郡立保育園移管が強行された場合、市財政に与える影響はきわめて甚大なものがあります。

すでに、この問題については父母の会を初めとして移管は絶対やめてほしいという広

範の運動も高まりつつあります。

よって当議会においても、郡立保育園は部で責任を持つて運営されるよう強く要望するため各会派の皆様方と御協議の上、本意見書を提出した次第であります。

よろしく御賛同賜りますようお願いし、発言を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本会には、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十二推せん第一号福生市農業委員会委員の推せんについてを議題といたします。

本推せん案中、被推せん人となっております高水惣八君は、現在議員でもありますので、この際、除名をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって高水惣八君を除名することに決定いたしました。

(四番 高水惣八君 退場)

○議長(末次性男君) 本案中について、提出者から説明を求めます。

(五番 東浦春浪君 登壇)

○五番(東浦春浪君) 御指名がございましたので、御説明申し上げます。

農業委員会委員の推せんにつきましては、過日の全協で建設委員会に任ぜられたので、去る六月十七日の建設委員会の際、全員におきまして慎重に協議選考いたしました。

その結果、経験、学識ともに豊かな笹本太郎氏、高水惣八氏の二氏を全

員一致によりまして推せんすることに決定いたしましたので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推せんすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって推せん第一号は、原案のとおり推せんすることに決定いたしました。

(四番 高水惣八君 入場)

○議長(末次性男君) 日程第二十三開会中の継続審査申し出についてを議題といた

します。

総務委員長から目下当委員会におき、審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり開会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり開会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十四特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり開会中の継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、開会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を開じます。

これをもって、昭和五十六年第二回福生市議会定例会を開会いたします。  
午後二時四十五分 開議、開会

署名議員

福生市議会議長末次性男

議員森田治男

議員山崎繁三郎

議員小野澤久